

◇村 田 薫 君

○議長（澁谷俊二君） 最初に、12番、村田 薫君の一般質問を許可いたします。村田 薫君、登壇願います。

（12番 村田 薫君 登壇）

○12番（村田 薫君） おはようございます。

通告に従いまして、一般質問をいたします。

質問事項の1つ目、河川の堆積物の除去を。

7月22日、23日、8月25日の大雨により、町内一部の河川が増水し、町民の方々が施設に避難をしました。当町を流れる主要河川の改修はほぼ全域にわたり終了しているものと思っております。数年前からこれらの河川の底に堆積物が増えまして、水の流れがかなり悪い状態が目立つようになりました。六郷の四ツ屋、妻の神地区、または仙南の橋本地域では顕著に見られる状態になってきております。

町では、国または県が管理するこれらの河川の豪雨による災害防止の治水対策として、堆積物の除去を積極的に働きかけるべきと思うが、町長の所見を伺います。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） おはようございます。

ただいまのご質問にお答えいたします。

河川堆積物の除去についてですが、河川には1級河川、2級河川、準用河川、普通河川の種別があります。町内には11の1級河川があり、その管理は県が行っております。また、1級河川以外に町内には20河川あり、それは町が管理しておりますが、そのうち19河川は砂防指定されているため、砂防に関連して県と協議、要望等をしながら管理に係る対応を行っているところです。

そうした中での堆積物のしゅんせつや伐木についてですが、町内の河川は県の管理、あるいは砂防に関連して県と協議等をしている河川がほぼですので、その対応についてもこれまでは基本的に県に対応を要望する形で管理してきております。

具体的には、町内の河川愛護会や地域住民からの要望、あるいは現地調査を踏まえ、年1回、県及び地元選出県議会議員に対して書面での要望書を提出しているほか、豪雨時のパトロール等を踏まえ、口頭で迅速な対応要望を行っております。

その結果、県からは順次対応をしていただいているところで、具体的には、平成25年度に5河川、平成26年度に4河川、平成27年度に5河川、平成28年度に6河川、平成29年度では2河川で

しゅんせつ、伐木を実施していただいております。

このように、議員がご質問のしゅんせつ等については、町としては適宜働きかけをしておりますことと県としても一定の対応をしていただいていることにご理解をお願いいたします。今後につきましても、引き続き積極的に要望を行ってまいりますので、あわせてご理解をお願いいたします。

なお、ご質問でご指摘のありました具体箇所についてですが、湯田沢川の六郷四ツ屋地区については、町管理の河川ですが砂防指定区域内ですので、改めて県と協議し県に対応を要望するとともに、県の対応が難しい場合、町単独での対応を検討してまいります。また、丸子川の六郷妻の神地区については、県管理ですので、県に迅速な対応を改めて要望してまいります。また、出川の橋本地区については、県管理で、今年度橋本橋付近を施工予定である旨、伺っているところです。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

次の質問に移ります。

○12番（村田 薫君） 質問事項2つ目、熊被害の対策はというところです。

町長が招集の挨拶でも若干触れられておりましたが、昨年からことしにかけて、熊の被害が県内でかなりの数報告されております。美郷町内においても、私、ここに「人的被害は全くなかった」と書いておりましたが、何件かあったように記憶しております、ここはちょっと文章訂正をお願いしたいと思います。人的被害も一部はあったということでした。

また、果樹への被害はかなり著しい状態でありまして、7月の果樹パイロット事業をしている金沢東根の川端山の桃の被害を皮切りに、8月から9月にかけて、六郷荒川地域のリンゴ園では、わせの主力品種である津軽が20箱分ほど被害に遭いまして、ことしは全く収穫できなかったとのことでした。果樹の場合は、実だけの被害に遭うのではなく、枝から木全体に被害が及び徐々に実がなくなるといふかなり深刻なものでありました。

動物専用の共済保険というのがありますけれども、自然災害の掛金よりもかなり高額で掛けても採算がとれなく、加入する果樹農家の方は今のところいないというのが現状でした。今後、もっと大きく人的被害のことが懸念されるところでありまして質問に入っていきます。

質問1つ目、猟友会との連絡体制、鳥獣被害対策実施隊の人数と捕獲用おりの数は十分なのか。

2つ目、熊の出没については、防災用無線で注意喚起の放送がありますが、室内にいた場

合、音声がなかなか聞き取りにくいこともありまして、これに緊急告知ラジオの作動はできないものか。

これらについて、町長の見解を伺います。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まずはじめに、今年度の熊の捕獲については、行政報告でも触れましたが、11月末時点で13頭を捕獲しております。地域別内訳としては、千畑地区9頭、六郷地区4頭となっております。ご質問にありました金沢東根川端山付近では、捕獲おりで2頭を捕獲しましたが、六郷東根荒川地区では8月12日から10月9日まで捕獲おりを設置したものの捕獲には至っておりません。

ご質問の1点目、鳥獣被害対策実施隊である猟友会との連絡体制やその人数、おりの数についてですが、連絡体制については、常時、猟友会の代表者と携帯電話で連絡をとれる体制としております。農作物等への被害の連絡があれば、直ちに地区ごとの猟友会代表者に電話連絡し、一緒に現場の状況を確認するようにしており、その確認を踏まえて捕獲すべきと判断した場合は速やかに県からの捕獲許可の手続をとり、捕獲おりを設置しているところで

す。

また、目撃情報についても、まずは役場職員全員がメールによる情報共有を行うとともに、必要に応じて担当課から所管施設に連絡を入れております。さらに、学校や認定こども園については、安全・安心メール連絡システムを利用し、登録している保護者に対して注意喚起の情報提供をしているところです。あわせて、住民に対しては、議員がご指摘のとおり、防災行政無線による注意喚起を行うとともに、警察や猟友会と連携の上、パトロールを行い、万一に備えております。

次に、猟友会の隊員数ですが、平成26年度までは31名おりましたが、現在千畑地区12名、六郷地区9名、仙南地区6名の合計27名です。平成29年度から3地区の猟友会が統合して美郷地方猟友会となり、全員が鳥獣被害対策実施隊員として活動していただいております。隊員が高齢化してきていることから、今後の活動に支障を来すことも心配されるため、町では今年度から新たに狩猟免許新規取得支援事業を実施し、狩猟免許取得に関する経費のほぼ全額を補助しているほか、県でも猟銃の購入に対する補助制度を設け、隊員の確保を図っているところです。その結果、町では現在まで4名から問い合わせがあり、うち1名は既に狩猟

免許、銃の所持許可を取得し、猟友会に加入しております。残りの3名については、現在、免許等の取得に向けて取り組んでいると伺っております。

最後に、捕獲用のおりについてですが、平成28年度に2基を追加し、現在7基を所有しております。おりの数が多いほど捕獲の効果が高まるわけですが、おりの設置、移動、撤収、そして設置期間中の毎日の見回り、餌の交換など、全て免許のある隊員によってなされなければならない、猟友会との意見交換では、現在の活動隊員数では7基程度が限界との認識で、やはり今後の隊員増加が必要と考えております。

ご質問の2点目の緊急告知FMラジオでの放送ですが、委託先となっている株式会社エフエム秋田とは、災害時における放送要請に関する協定を締結しており、Jアラート全国瞬時警報システムの情報によるものや地震・豪雪・風水害など自然災害に関する避難勧告等について放送する旨の協定を締結しております。そうした協定内容となっておりますのは、FM放送そのものが県内全域で受信可能で、美郷町民のみならず地域外の方も放送を聞いているため、FMという公共電波として緊急放送にふさわしい内容か否かが求められるためです。したがって、町民の生命に関する緊急な内容でありませんと頻繁に放送できないということとなります。

そのため、今回ご質問の野生動物に関する目撃情報等に関連する注意喚起などについては、基本的に協定内容に含まれていないことにご理解をお願いいたします。

なお、議員がご指摘のように、町の防災行政無線は住宅の気密性の向上等により、屋内で内容を聞き取りにくいお宅が増えていることも承知しております。そのため、直近の放送内容が電話でも確認できるよう、防災行政無線確認ダイヤルを設置しておりますので、その活用について一層の周知に努めてまいりたいと存じます。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで12番、村田 薫君の一般質問を終わります。